

旭市観光物産協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、旭市観光物産協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を旭市ニの5127番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、旭市の観光事業の振興を図るとともに、市内外における市産品の普及宣伝及び販売促進を図り、もって地域経済の発展と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の保護及び観光地の美化等の推進
- (2) 観光物産に関する調査研究
- (3) 観光物産関係者の意識の向上
- (4) 観光客の誘致促進及び物産の販売促進
- (5) 観光客に対する各種サービスの改善・指導
- (6) 観光物産振興に関する諸事業の実施及びその支援
- (7) 特産品及び観光土産品の開発及び改善・指導
- (8) 観光、物産、郷土伝統文化等の紹介及び宣伝
- (9) 観光施設等の管理、運営に関する受託業務
- (10) 会員相互の連携及び研修
- (11) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員及び役員

(会員)

第5条 会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 市内に居住又は事業所を有する者で、本会の趣旨に賛同し定められた会費を納入する個人及び団体

- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本協会の事業に関する者又は学識経験を有する者で、総会において推薦された者

2 正会員及び賛助会員として入会を希望する者は、所定の加入申込書に記入、提出の上、理事会の承認を得ることとする。

尚、下記の要件に該当するものは、入会を許可しない。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号)に規定する暴力団員及びこれと密接な関係を有する者。
- (2) 過去に本協会の会員であった個人、法人又は団体で、本協会を除名させられたもの。
- (3) その他、会員としてふさわしくないと認められる個人、法人又は団体。

3 本会は、地域の特色を活かした事業の円滑な運営を図るため、支部を置く。

4 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員が死亡し、又は当該団体が解散したとき。
- (3) 2年以上会費の納入を怠ったとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会において総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の規約又は総会の議決に反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 反社会的勢力に該当又は関与したとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 会 計 2名
- (4) 理 事 20名以内 (会長、副会長、会計を含む)
- (5) 監 事 2名

(役員を選任)

第10条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び会計は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は、妨げない。

- 2 補欠により選任された者は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの期間は、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し会務を遂行する。
- (4) 会計は、本会の経理を処理する。
- (5) 監事は、本会の財産及び会務執行の状況を監査する。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し、理事会の同意を得るものとする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ理事会及び総会に出席し、意見を述べるができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 会議は総会及び理事会とする。

(総会)

第15条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年5月、臨時総会は、会長が必要と認めたときに、その都度会長が召集する。

2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の設立及び解散
- (2) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
- (3) 会則の改正
- (4) 役員を選出
- (5) その他重要な事項

3 総会は、正会員の過半数（委任状によるものを含む。）の出席をもって成立する。

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決定をもって決定する。

(理事会)

第16条 理事会は、会長が必要に応じ招集し、理事の過半数の出席によって成立する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決定をもって決する。

4 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 本会運営に関する重要事項

第5章 専門部会

(専門部会)

第17条 協会は、事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(帳簿等)

第20条 本会に次の帳簿等を備える。

役員名簿、会員名簿、会計簿、会費台帳、備品台帳及び会議録

第7章 事務局

(設置等)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局員は、会長が任免する。
- 4 事務局において必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 慶弔等

(定義)

第22条 慶弔等は、次の区分により行うものとする。

- (1) 慶事は、原則として結婚、出産、新築等については取り扱わないものとする。
ただし、役員に対し特別な慶事等があるときは、理事会の議決を経て祝賀会または祝意を表する金品等を贈ることができる。
- (2) 弔事は、第23条に掲げるところにより行う。
- (3) その他、災害等に対する見舞等は、第24条に掲げるところにより行う。

(弔事)

第23条 次に掲げる範囲において弔意を表するものとする。

役員	本人	配偶者	通夜見舞	香料	新盆見舞
会長・副会長	○	○	花輪	5,000円	3,000円
理事	○	○	〃	〃	〃
会計・監事	○	○	〃	〃	〃
顧問	○	○	〃	〃	〃
事務局員	○	○	〃	〃	〃

2 第1項に定めるもののほか、特別なものについては、理事会において協議する。

(天災等)

第24条 天災または火災等により住宅等を失った会員に対して、理事会にて協議し、見舞金等を贈ることができる。

2 会員等が、特別な事情による事故等で死亡または入院したときは、前項の例による。

第9章 補 則

(その他)

第25条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。

別記1

旭市観光物産協会会費基準

規約第6条第1項に規定する正会員および賛助会員の会費は下記のとおりとする。

1. 正会員

個人会員	1口 1,000円/年(2口以上)
団体・法人会員	1口 5,000円/年

2. 賛助会員

個人・団体・法人	1口 10,000円/年
----------	--------------